

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)
第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三本省内部部局の項中「米軍再編調整官」を削り、「訟務管理官」を「建設制度官」に改め、「施設技術管理官」を削る。

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

防衛大臣 木原 稔
内閣総理大臣 岸田 文雄

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百三十八号

宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第六項並びに第四条第二項第三号及び第四号並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第一条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第一項中「に規定する免許手数料」を「(手数料)」に改め、「三万三千元」の下に「(同条第三項の免許の更新の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合にあつては、二万六千五百円)」を加え、同条第二項中「免許手数料」を「(手数料)」に改める。
第二条の二中「及び第三号」の下に「並びに第二項第三号及び第四号」を加え、「第八条第二項第三号及び第四号」を削る。
(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第二条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表六十の項中「三万三千元」の下に「当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円」を加える。

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣 松本 剛明
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百三十九号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令(昭和二十九年政令第八十号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「十人」を「八人」に改める。

附則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百四十号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和六年法律第四十八号)の一部の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三条の十三第四号から第六号まで、第四条第一項第二号及び第三十一号の十一第一項第三号口の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。
第四十条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定銃砲使用産業の用途に供する銃砲)

第四十七条 法第三十一条の十一第一項第三号口の政令で定める銃砲は、建設用びよう打銃又は建設用網罟発射銃とする。

第三十九条を第四十五条とし、第三十八条を第四十四条とする。
第三十七条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「折りたたみ式」を「折畳み式」に、「こえず」を「超えず」に改め、同条第三号中「くだものナイフ」を「果物ナイフ」に、「こえず」を「超えず」に改め、同条第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第四十三条とし、

第三十六条を第四十二条とし、第三十五条を第四十一条とする。
第三十四条第二号中「第九条第二項第二号」を「第十二条第二項第二号」に、「充てんする」を「充填する」に改め、同条第三号中「第九条第二項第三号」を「第十二条第二項第三号」に改め、同条第四号中「第九条第二項第四号」を「第十二条第二項第四号」に改め、同条を第四十条とする。

第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。
第三十一条を第四十条とし、第三十条を第三十九条とする。
第二十九条を第三十八号とし、第二十八号を第三十七号とし、第二十七号を第三十六号とし、第二十六号を第三十五号とし、第二十五号を第三十四号とし、第二十四号を第三十三号とし、第二十三号を第三十二号とし、第二十二号を第三十一号とし、第二十一号を第三十号とし、第二十号を第二十九号とし、第十九号を第二十八号とし、第十八号を第二十七号とし、第十七号を第二十六号とし、第十六号を第二十五号とし、第十五号を第二十四号とし、第十四号を第二十三号とし、第十三号を第二十二号とし、第十二号を第二十一号とし、第十一号を第二十号とし、第十号を第十九号とし、第九号を第十八号とし、第八号を第十七号とし、第七号を第十六号とし、第六号を第十五号とし、第五号を第十四号とし、第四号を第十三号とし、第三号を第十二号とし、第二号を第十一号とし、第一号を第十号とし、